

令和8年度うわじま地区機能保全測量設計業務 配点基準

企業の評価

●実績要件・・・過去10年間の同種・類似業務の実績

※〔配置予定技術者の評価（管理技術者・照査技術者）〕についても同様の評価とする。

評価基準	配点
同種業務の実績あり	5
類似業務の実績あり	3
上記以外	0

【同種】 港湾又は漁港・漁場施設におけるアンカーチェーン係留方式の浮消波堤・浮防波堤又は浮棧橋の新設又は機能保全に係る細部・実施設計業務

【類似】 設定無し

※業務実績は、直近の過去10年間に於ける国、地方自治体等公的機関に於ける元請としての業務実績（参加申込書提出日までに業務が完成し、引き渡し完了したものに限る。）を評価対象とする。

※業務実績の確認は、（一財）日本建設情報総合センターの業務実績情報システム「TECRIS」で行う。

●地域精通度・・・市内（県内）本店・支店等の有無

評価基準	配点
市内に本店・支店・営業所あり	10
県内に本店・支店・営業所あり	5
上記以外	0

※地域精通度（営業拠点）は、入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店もしくは営業所の所在地により評価する。

●技術者数・・・県内常駐技術者数

評価基準	配点
30人以上	5
20～29人	4
10～19人	3
5～9人	2
1～4人	1
0人	0

※県内の本店又は支店に常駐している技術者数とする。なお、常駐技術者とは、技術系の業務に従事している者であり、当該業務の参加申込書提出日時点で、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤している者をいう。

配置予定技術者の評価

●管理技術者・・・保有資格

評価基準	配点
技術士	10
R C C M	5
上記以外	0

●照査技術者・・・保有資格

評価基準	配点
技術士	5
R C C M	3
上記以外	0

※技術士は、技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門（港湾及び空港）又は総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）に合格し、同法による登録を受けている者に限る。

※RCCM は、RCCM 資格試験（港湾及び空港）に合格し、登録証を受けた者に限る。

●管理技術者・・・手持ち業務

評価基準	配点
0 件	5
1 件	4
2 件	3
3 件	2
4 件	1
5 件以上	0

※手持ち業務については、参加申込書提出日における管理技術者又は担当技術者として配置されている業務数を評価する。なお、手持ち業務の確認はTECRIS で行う。

※件数は1,000 万円以上/件（当初契約額・税込）の業務を対象とする。

提案項目（テーマ①）

●的確性・・・課題等の把握が十分か

評価基準	配点
5 個以上	20
4 個	16
3 個	12
2 個	8
1 個	4
0 個	0

●実現性・・・説得力があるか

評価基準	配点
5 個以上	20
4 個	16
3 個	12
2 個	8
1 個	4
0 個	0

※的確性・実現性の評価個数については、テーマに対して課題等の把握が十分で、その課題に対する提案（対策）に実現性があると評価された内容の個数とする。なお、重複する内容については、1 個として評価する。